「家電リサイクル法」がスタートしました

――生活環境の保全と経済の健全な発展をめざして――

平成13年4月1日から特定家庭用機器再商品化法、いわゆる「家電リサイクル法」が施行されました。

家庭から廃棄される家電製品（テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫）の引き取りと運搬は家電小売店に、リサイクルは家電メーカー等に義務づけられ、その費用は消費者が負担するという役割分担が始まりました。

今回は、市民の皆さんがこの法律に基づいて家電を処理するときの実用的な情報についてお知らせします。

「家電リサイクル法」制定までの背景

日本は、鉄、銅、アルミなどの天然資源の大半を輸入に頼っています。こうした天然資源が材料や部品に多く使われているテレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫などの家電製品は、不要になった場合、多くがそのまま破砕処理され、最終処分場に埋め立てられていたのが現状です。

一方、全国的にみて最終処分場の残余年数が限られてきていて、さらに公害問題の発生や都市化の進行に伴い、新たな最終処分場の建設も難しい状況となってきています。

このような背景の中で生まれたのが「家電リサイクル法」です。

この法律は、テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫の家電４品目について、有用な部品や材料をリサイクルすることで廃棄物を減量し、天然資源の有効利用を図るよう定めています。

対象となる機器・ならない機器

対象・対象外の区分は**別表１**のとおりです。今後排出の際には十分ご注意ください。

なお、対象外の機器で、粗大ごみ等で以前から市で処理していたものについては、これまでどおり市で処理を行います。

指定引取場所のごあんない

家電小売店からテレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫を引き取るために家電メーカー等が配置した指定引取場所は、別掲のとおり、製品メーカー別（Ａ・Ｂグループ）に市内２か所にあります。

それぞれの所在地については別掲のマップのとおりです。

【指定引取場所の営業案内】

営業日　月～土曜日
受付時間　午前９時～正午・午後１時～５時
休業日　日曜および祝休日

■別表１：特定家庭用機器一覧

	○対象	×対象外	左記以外の付属品等の取り扱い
エアコン	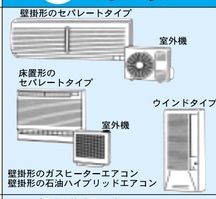	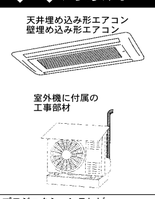	**対象** ①ワイヤレスリモコン（ただし電池は除くこと） ②室内機用の取付金具 ③一体型の純正据付部材 **対象外** ①別売りのドレインパイプ及び配管カバー（スリムダクト等）の部材 ②室外機の置台及び屋根 ③取扱説明書等の印刷物
テレビ			**対象** ①ワイヤレスリモコン（ただし電池は除くこと） ②着脱式付属専用スピーカー（ただし、本体に装置、固定状態にすること） **対象外** 取扱説明書等の印刷物

	○対象	×対象外	左記以外の付属品等の取り扱い
冷蔵庫	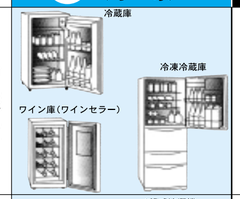	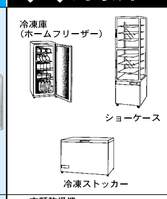	**対象** 商品同梱の付属品（例、製氷皿、棚、野菜カゴ等） **対象外** 取扱説明書等の印刷物
洗濯機	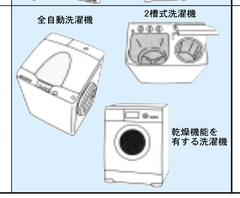	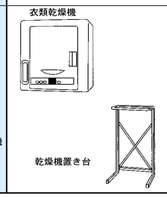	**対象** 商品同梱の付属品（例、洗濯カゴ等） **対象外** 取扱説明書等の印刷物

指定引取場所

●Ａグループ
㈱木下フレンド
（坂之下1142／☎944-3737）

LG電子ジャパン、エレクトロラックス・ジャパン、大阪ガス、オリオン電機、クリナップ、コロナ、ジーイー・クォーツ・ジャパン、ダイキン工業、高木産業、テクノマツオ、東京ガス、東芝、東芝キャリア、東芝ビデオプロダクツジャパン、東邦ガス、日本サムスン、日本ビクター、松下電器、森田電工

●Ｂグループ
日本通運㈱
所沢流通センター
（下富826-1／☎942-6348）

アイワ、アスコジャパン、岩谷産業、インターコンプ、オンキョーリブ、九州竹村電機、クリエイティブヨーコ、小泉成器、澤藤電機、燦坤日本電器、三洋電機、三洋電機空調、ジーエーシー、シャープ、星和電機、全国大学生活協同組合連合会、千住、ソーコー、ソニー、大宇電子ジャパン、長府製作所、ツインバード工業、ツナシマ商事、トヨトミ、日商岩井メカトロニクス、ニットー冷熱製作所、NEC、ノーリツ、パイオニア、日立情映テック、日立製作所、日立リビングサプライ、富士通ゼネラル、船井電機、三菱重工業、三菱電機、三菱電機エンジニアリング、ミーレ・ジャパン、メイコー・エンタプライズ、吉井電気、良品計画、リンナイ、指定法人（製造業者等不明不存在）

指定引取場所マップ

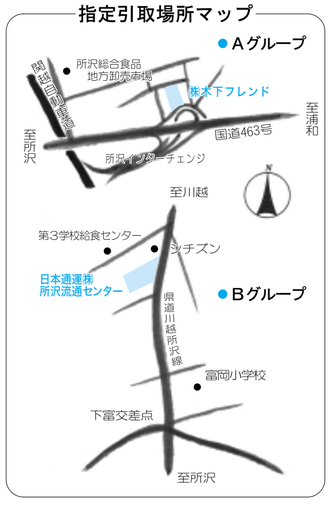

消費者の立場で協力したい

佐藤　哲夫さん（久米在住）

今回の法律の施行は、やむを得ないものと思っています。ただ、不法投棄が増えるのではないかということを心配しています。市にはきびしいチェックをお願いしたいですね。

仕事柄、集積所へのごみの出し方を注意して見ていて、今まで何度かマナー違反のごみを運搬しました。規則の周知・徹底を図るなど、一層の意識の啓発が必要だと思います。

小売店の方々も一生懸命対応されているようですから、消費者の側も協力しなければいけませんね。

処分までを考えて購入します

有山　知子さん（元町在住）

当初、該当する家電４品目を聞いた際、大きな製品ばかりなのでどう運搬するのかが不安でした。協力店が利用できるということですが、そのあたりのサービスや料金などをわかりやすく伝えてほしいです。

これからは、処分の仕方を考えて物を買うように心掛けていきます。

我が家では生ごみは肥料化し、最も多く出すのがプラスチックごみです。減量化に向け、商品をのせるトレイを省くなど、消費生活の基本的な改善も必要だと感じています。

指定引取場所に直接持ち込むには…

消費者が製品を直接、指定引取場所に持ち込む場合には、事前にリサイクル料金を支払うことになります。

手続きは郵便局で行います。市内の各郵便局に「家電リサイクル券（専用の振込用紙）」が備え付けてあります（左図参照）。料金表や記入見本例を参照しながら必要事項を記入のうえ、料金を振り込んでください。その際「家電リサイクル券」を必ず持ち帰ってください。

持ち込みにあたっては、**別表２**のとおり、製品の指定場所に券の貼付用片を貼り付け、指定引取場所控券とともに持ち込んでください。なお、指定引取場所への持ち込みの際の荷降ろしは各自で行うことになっています。

＊　＊　＊

指定引取場所周辺は大型車両の出入りが激しくなりますので通行にはご注意ください。また、混雑の状況によっては時間がかかることも予想されます。

●家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）

■別表２：家電リサイクル券の貼付場所

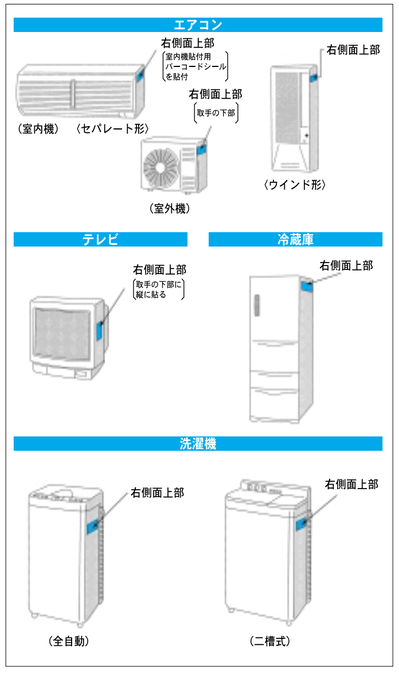

消費者の費用負担

【リサイクル料金（消費税別）】

- **テレビ**……２，７００円
- **エアコン**……３，５００円
- **洗濯機**……２，４００円
- **冷蔵庫**……４，６００円

◎一部のメーカーはリサイクル料金が異なります。

【収集・運搬料金（消費税別）】

個々の家電小売店によって異なります。ただし、自ら指定引取場所へ持ち込む場合は、収集・運搬料金は不要になります。

＊　＊　＊

「家電リサイクル法」の施行は、廃棄される家電製品の適正な処理と、そこから生まれる資源の有効な利用が図られることを目的としています。

毎日の生活の中で、市民の皆さんと製品を作ったメーカーや販売した小売店が一緒に協力して、クリーンなリサイクル社会をつくっていくことが望まれます。

制度が円滑に実施され、皆さんの生活の中に定着しますよう、ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ　清掃総務課（☎998-9146）

市長インタビュー

「家電リサイクル法」について

●「家電リサイクル法」が始まりました。法律の施行にあたりましてどのようにお考えでしょうか。

斎藤市長　家電リサイクル法の円滑な運用のためには、家電小売店による収集・運搬、メーカーによるリサイクル、そして消費者の費用負担といった、それぞれの役割分担が必要不可欠です。市民の皆さんには、家電４品目のリサイクルが確実に実施されますよう家電小売店等に適切に引き渡し、収集・運搬、リサイクルに関する費用の支払いをお願いすることになります。今後は、システムに沿った適切な処理をしていただきますようご協力をお願いします。

市では、家電小売店に義務づけられている以外の場合についても、市内の協力店といち早く協定を結び、適切な引き渡しのための体制を整えました。

市民の皆さんには、法律の内容を十分ご理解いただき、大切な役割の一端を担っていただきたいと思います。

●ごみの減量化、資源化に向けたその他の施策についてお聞かせください。

市　長　市では、今年度から廃食用油の拠点回収やボール紙等の収集を行い、資源化を進めています。また、平成15年度からは、東部クリーンセンターの完成にあわせた新たな取り組みとして、容器包装廃棄物である「その他のプラスチック」の資源化を進めていく予定です。

増加している不法投棄については、今年度から多発地帯での巡回パトロールを兼ねた撤去作業を実施し、防止対策の徹底に努めています。

今後も市民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら資源循環型社会の早期の実現に向け、努力していきます。